

[事案 29-186] がん給付金支払等請求

・平成 30 年 4 月 25 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

がん責任開始日前のがん診断確定を理由に契約無効とされたことを不服として、契約無効の取消しおよび給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 11 月に契約したがん保険（責任開始は平成 28 年 1 月）について、以下の理由により、契約無効を取り消して、悪性新生物治療給付金と慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 代表者である被保険者ががんの診断確定の説明を受けたのは責任開始日後であったので、がん診断確定日は責任開始日後である。
- (2) 募集人からは、契約時から継続して、診断確定日の判定は保険契約者の認識によると説明されていたために、代表者は判断を誤ったので、仮に責任開始日前に診断が確定していたとしても、保険会社が契約の無効を主張するのは信義則に反する。
- (3) 募集人が「重粒子線治療を受けたのでは保険金が支払われない」と発言したので、外科手術を受けることにしたが、被保険者のがん治療の方針選択が不当に歪められ、保険金も支払われず無意味だったと認識することによって精神的苦痛が生じた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 悪性新生物の診断確定は病理組織学的所見（生検）により医師の資格を持つ者によってなされることを要し、責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は保険契約は無効とする約款に規定しているところ、申立人は、責任開始日前に生検を受け、がんの診断確定を受けている。
- (2) 申立人が主張するような募集人の発言が仮にあったとしても、「保険募集と密接な関連関係のある行為」ではなく、募集人が保険募集について申立人に加えた損害には該当しないので、当社が申立人に対して損害賠償責任を負うものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況や申立人の治療状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人代表者は責任開始日前に医師にがんと診断確定されていること、本件において、保険会社が本契約の無効を主張することが信義則上相当でない事情および募集人が保険募集について契約者に損害を加えたといえる事情が認められないことから、申立人の請求はいずれも認められないものの、審理において現れた諸事情等を総合的に考慮して、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。